

令和 6 年 度

令和 2 年 7 月豪雨に関する特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 1 2 月定例会付託案件 1
 - 1. 令和 2 年 7 月豪雨に関する諸問題の調査 3
-

令和 6 年 1 2 月 9 日（月曜日）

令和2年7月豪雨に関する 特別委員会会議録

令和6年12月9日 月曜日

午前10時00分開議

午前10時17分開議（実時間15分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査（災害復旧工事に伴う「さかもと復興商店街」の対応について）

○本日の会議に出席した者

委員長	上村哲三君
副委員長	谷川登君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	友枝和也君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	野崎伸也君
委員	橋本幸一君
委員	増田一喜君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務企画部長	田中孝君
総務企画部危機管理監	豊田正樹君
危機管理課長補佐	西田昌博君
経済文化交流部	
商工政策課長	西村新吾君

○記録担当書記

安永尚斗君
松崎広平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから令和2年7月豪雨に関する特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第8款・消防費について、総務企画部から説明願います。

○総務企画部長（田中孝君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） 総務企画部、田中でございます。

それでは、本委員会に付託されました議案のうち、議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号のうち総務企画部所管分につきまして、豊田危機管理監より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○総務企画部危機管理監（豊田正樹君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） 総務企画部の豊田でございます。

それでは、歳出の消防費分について、失礼しまして、着座にて説明をさせていただきます。

では、議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算書・第11号の22ページをお

願いいいたします。

下段の表を御覧ください。款 8・消防費・項 1・消防費・目 3・消防施設費で 903 万 1000 円を追加し、補正後の金額を 2964 万 4000 円としております。これは、国が実施する坂本町の宅地かさ上げに伴い、藤本地区・合志野地区・荒瀬地区に設置しております防火水槽 5 か所、消防ポンプ格納庫 2 か所を本年度中に撤去する必要があることから、その工事請負費を計上いたしております。

特定財源は、その他といたしまして、国からの消防施設再建補償金、歳出と同額の 903 万 1000 円となっております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 防水水槽と消防ポンプ格納庫がそれぞれあるんですけども、具体的なその場所を教えてください。

○危機管理課長補佐（西田昌博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）危機管理課の西田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員御質問の今回のですね、それぞれの施設の場所ということの質問でございます。対象となります地区については、藤本地区・合志野地区・荒瀬地区の 3 地区でございます。藤本地区につきましては、防火水槽 2 基、消防ポンプ格納庫が 1 か所になります。合志野地区については、防火水槽 1 基に、消防ポンプ格納庫が 1 か所と、荒瀬地区はですね、防火水槽が 2 基ということでございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 撤去をされて、かさ上

げが終わったら、また元の位置に防火水槽と消防ポンプ格納庫を設置するという認識でよろしいですか。

○危機管理課長補佐（西田昌博君） 先ほどの質問でございますけども、撤去後についてはですね、また新たに整備する予定でございます。これは令和 7 年度以内に整備するということになります。

○委員（大倉裕一君） 同じ場所かどうかは分からないということですね、これから検討していく。

○危機管理課長補佐（西田昌博君） 実際かさ上げたときにですね、それぞれの地元の方とですね、一緒に協議をしながら、またその場所についてはですね、同じ場所なのか、また別の新たな場所にするのかというのを決めていきたいと思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第 133 号・令和 6 年度八代市一般会計補正予算・第 11 号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会いたします。

（午前 10 時 05 分 小会）

(午前10時06分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

(午前10時07分 小会)

(午前10時07分 本会)

◎令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査
(災害復旧工事に伴う「さかもと復興商店街」の対応について)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、特定事件であります令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

本件について、1件、執行部から発言の申出があつておりますので、これを許します。

それでは、災害復旧工事に伴うさかもと復興商店街の対応について、説明願います。

○商工政策課長(西村新吾君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 商工政策課の西村でございます。よろしく願いいたします。失礼ながら着座にて説明をさせていただきます。

それでは、さかもと復興商店街につきまして、説明をいたします。資料の災害復旧工事に伴うさかもと復興商店街の対応についてをお願いいたします。

本年9月定例会の当委員会におきまして、さかもと復興商店街のこれまでの対応と現在の状

況について、説明を行っております。本日はさかもと復興商店街につきまして、現状と今後につきまして、報告をさせていただきます。

まず、1、現状について説明いたします。令和2年7月豪雨で被災した坂本地区の事業者が新たな場所で経営を再開されるまでの間、事業の再開に向けた支援を行うことを目的といたしまして、さかもと復興商店街を建設いたしました。さかもと復興商店街は、令和3年6月1日から供用を開始しておりまして、現在、9店舗の事業者が入居されている状況です。しかしながら、当商店街を設置した地区においては、令和7年4月から国のかさ上げ工事が計画されておりまして、国からは、令和6年度中の当商店街の撤去を求められているところでございます。

これまで国・県などの関係機関と協議を行いまして、できる限り入居者の負担がないように調整を進めてきたところです。また、国と本市による説明会なども開催しておりまして、今年の9月定例会で報告いたしました内容のその後について、中ほどの表に時系列でまとめております。

令和6年10月2日に入居事業者で毎月開催されております全体会議、内容といたしましては、今後の移転予定の確認、移転に係る相談などについての協議を行っております。11月5日に入居事業者への説明会、内容といたしましては、国から移転補償等に関する説明を行っており、その後、11月下旬からそれぞれの事業者ごとに移転補償に関する国との協議が進められているところでございます。

表の下に移転先の状況を記載しております。移転先が決定している事業者が4件、移転先が不要な事業者が5件となっております。移転先が不要というものは、復興商店街終了後に店舗を構えて営業を続けない事業者のことで、こちらが5件となっております。

続きまして、2、復興商店街の今後について説明をいたします。先ほど申し上げましたとおり、全ての入居事業者について、移転等の調整が完了いたしましたので、さかもと復興商店街は本年度末をもって終了いたします。なお、終了に当たりましては、令和7年2月に復興商店街の解散式を計画しているところでございます。

今後は仮移転先にとどまっていच्छる入居事業者や一時的に休業される入居事業者の最終的な復興に向けて、引き続き必要な支援を行ってまいります。

参考といたしまして、スケジュールを掲載しております。12月中旬から2月末までに移転を完了いたしまして、3月中に建物の解体・撤去を行う予定としております。

以上で、災害復旧工事に伴うさかもと復興商店街の現状と今後についての報告とさせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（大倉裕一君） 復興商店街の方々への補償を今協議されてると思うんですが、その協議の案というところは、方針的なところとかというのは、この場で御紹介していいですか、できるんですか。

○商工政策課長（西村新吾君） 補償の内容といたしますか、補償につきましては、今、国のほうから情報が入っておりますのは、全ての事業者が補償の対象となるというのは伺っております。

あと、補償の種類としましては、大きく分けて、移転の補償と休業補償に分かれるというところなんです。そのほか事業者ごとに対象となる補償が多少変わるかなというところをお伺いしているんですけども、その詳細のほうはうちのほうはちょっと連絡いただいてないというところでございます。

あと、詳しくは現在、国と事業者のほうで契約に向けて協議を進められているというふうな状況で伺っております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（中村和美君） もう廃業しなさんところの5件、9件のうちですね、5件廃業、店をやめるというところが5件ある。あと4件が移転先、こればらばらに移転するんですか、また元の位置に帰って、かさ上げが終わったらそこですするという意味ですか。

○商工政策課長（西村新吾君） 先ほど申しました4件と5件の内訳の説明でございますが、まず、4件につきましては、まず営業を続けられるというところで、仮店舗、仮の店舗を探されて移動されるというところでの4店舗でございます。残りの5店舗が移転不要というところで説明いたしましたけれども、まず、休業される店舗様が3店舗ございます。一度休業される。あとほかの2店舗につきましてはですね、もともと店舗を持たずに営業される、卸とか、そういったことをされるということ、事業自体は継続されるというところになってます。ですので、基本廃業とかいうところではなくて、あくまでも休業されるというようなところでは伺っているところでございます。（委員中村和美君「はい、ありがとうございました」と呼ぶ）

あと、復興商店街につきましては、もう今年度で一応終了とさせていただきますので、今後また新たに復興商店街をつくって、そちらにまた戻ってきてもらうということではございません。あとはそれぞれで復興に向けて進んでいただくという形になります。

以上でございます。（委員中村和美君「はい、分かりました。ありがとうございました」

と呼ぶ)

委 員 長

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で災害復旧工事に伴うさかもと復興商店街の対応についてを終了します。

小会いたします。

（午前１０時１５分 小会）

（午前１０時１６分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

そのほか、当委員会の特定事件について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で特定事件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の特定事件であります令和２年７月豪雨に関する諸問題の調査については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和２年７月豪雨に関する特別委員会を散会いたします。

（午前１０時１７分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和６年１２月９日

令和２年７月豪雨に関する特別委員会